

第3類 行政通則

第1章 組 織

○石狩川流域下水道組合の休日を定める条例

制 定 平成2年12月15日 条例第6号

改 正 平成5年4月22日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2の規定に基づき、本組合の休日に関し定めることを目的とする。

(本組合の休日)

第2条 次の各号に掲げる日は、本組合の休日とし、本組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月31日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、本組合の休日に本組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。
(期限の特例)

第3条 本組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが本組合の休日に当たるときは、本組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成3年4月7日から施行する。

附 則（平成5年4月22日条例第1号）

この条例は、平成5年5月2日から施行する。